平成３０年（フ）第４３００号
東京都板橋区若木２丁目33―12―201
債務者　瓜生野光示
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　佑果
4　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３０１号
埼玉県さいたま市中央区上落合３丁目13―26―201
債務者　飯田　紳一
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島戸　圭輔
4　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３０５号
東京都杉並区下井草３丁目24―３―Ａ
債務者　田中　裕典
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子理良
4　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３２５号
東京都渋谷区上原３丁目36―１　１階
債務者　有泉　晴美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　倫子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３２７号
東京都港区台場１丁目１―３―404
債務者　新巻　敏夫
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小井土直樹
4　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３４７号
東京都品川区平塚２丁目17―６―208
債務者　岡本　俊哉
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　徳昭
4　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３６２号
東京都墨田区向島１丁目25―８―201
債務者　宮永　健次
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藍澤　幸弘
4　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２２０号
千葉県木更津市太田４丁目19―６　ＹＳビル301
債務者　大坪　　格
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村西　大作
4　破産債権の届出期間　平成30年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５０号
鳥取県鳥取市美萩野３丁目236番地１
債務者　山根　浩紀
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　壽
4　破産債権の届出期間　平成30年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４１号
宮城県石巻市貞山５丁目４番15号
債務者　後藤　典雄
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋渡　宏平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第９８号
秋田市御所野堤台２丁目６番地154
債務者　川上　晃義
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８号
秋田県由利本荘市石脇字中浜20番地　フレッサⅢ　202号室
債務者　菊地明日成
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成３０年（フ）第８４号
福島県郡山市島１丁目６番11号　メゾンド・ブリーク302号
債務者　山地　好男
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　孝介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第７９１号
さいたま市岩槻区大字岩槻6906番地１
債務者　岡本　郁朗
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
大津市大江１丁目３番５―702号
債務者　田淵　正人
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大津地方裁判所民事部